

序 文

丸亀城は、瀬戸内の要衝の地に築かれた平山城として、生駒氏によって、亀山の丘に築城されました。一旦、廢城となりましたが、西讃岐に入封した山崎氏が生駒氏の城跡を再築して、山上部はほぼ現在の形となりました。京極氏は山崎氏の行った城郭整備を継続し、幕末まで至っています。江戸時代、亀山を利用して築かれた幾重にも重なる高石垣の景観は軍事及び政治拠点として偉容を誇っていたことでしょう。

史跡丸亀城跡には石垣や堀などの遺構に加えて天守や大手門、玄関先御門などの文化財建造物も残っています。

また、丸亀城跡は、丸亀市の中心市街地に所在する市のシンボルとなっており、都市公園として市民の憩いの場となっているだけでなく、県外からも多くの観光客の方々が訪れる丸亀市の重要な観光資源ともなっています。

山上の本丸跡からの眺望は素晴らしく、瀬戸大橋が架かる備讃瀬戸や丸亀平野を一望することができます。

平成30年には3度にわたる南西部の大規模な石垣崩落という悲しむべき出来事がありましたが、復旧を願う多く市民の皆様をはじめ全国の方々から多くの激励や多額の寄附を頂き、改めて丸亀城跡に対する皆様の愛情を再認識することができました。

本市ではこの丸亀城跡が保有する価値を明らかにし、適切な保存・活用に努めていくための基本方針や取扱い方法、整備に関する方向性などを示すこととし、このたび「史跡丸亀城跡保存活用計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、史跡として適切な保存と活用を図り、後世に伝え、歴史を体感できる場所として整備を図っていきたいと思っています。

最後になりましたが、本計画策定までご尽力いただいた丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会の委員各位、文化庁、財務省四国財務局、香川県教育委員会をはじめとする丸亀城跡の保存活用にご協力をいただいている関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和3年 3月31日

丸亀市 市長 梶 正治

例 言

1. 本書は、香川県丸亀市に所在する国指定史跡 丸亀城跡の保存活用計画書である。
2. 保存活用計画策定事業は、令和元年度（2019年度）から2年度の2ヶ年にわたる国庫補助事業として実施した。
3. 計画書は、丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会、文化庁文化財第二課、財務省四国財務局管財部、香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課、の指導を得て、丸亀市教育委員会教育部文化財保存活用課が編集した。
4. 事業実施体制は以下のとおりである。
 - 事業主体 丸亀市 丸亀市長 梶 正治
 - 委員会 丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会（第1章第3節に記載）
 - 事務局 丸亀市教育委員会教育部（第1章第3節に記載）
 - 庁内関係各課 市長公室秘書政策課、都市整備部都市計画課、産業文化部産業観光課、市民生活部生涯学習課、丸亀市教育委員会教育部学校教育課
5. 保存活用計画策定にあたり、各種業務を以下の機関に委託した。
 - 計画策定支援事業 株式会社四航コンサルタント（令和元年度）
 - 株式会社九州文化財研究所（令和2年度）
6. 計画書中の表記は以下のとおりとした。
 - ・江戸時代の内容を記載の場合一丸亀城
 - ・明治以降の内容を記載の場合一丸亀城跡
 - ・年号の表記は和暦（西暦）で統一している。なお、和暦から西暦への変換についてはみなし換算で行っている。
7. 本書に掲載した図版は、丸亀市教育委員会及び丸亀市において作成したものを中心に使用したが、一部で既知の文献や業績を使用させていただいた。
8. 計画策定に関して収集した資料等は、丸亀市教育委員会教育部文化財保存活用課で保管している。
9. 方位は磁北で表している。

口絵



三段重層する石垣（北西から）



搦手筋の門跡及び三の丸石垣（南東から）

目次

口絵	3
第1章 計画策定の沿革・目的	7
第1節 計画策定の沿革・目的	7
第1項 計画策定の沿革	7
第2項 計画策定の目的	7
第2節 計画の対象範囲	8
第3節 委員会の設置と経緯	8
第1項 保存活用計画の検討	8
第2項 設置条例	9
第3項 本計画に関する委員会の経過	11
第4節 他の計画との関係	11
第1項 上位計画と関連する個別計画	11
第2項 関係法令等	22
第5節 計画の構成と実施	22
第1項 計画の構成と位置づけ	22
第2項 計画の実施	23
第2章 周辺の自然・歴史・社会的環境	24
第1節 自然環境	24
第1項 位置とアクセス	24
第2項 自然環境	25
第2節 歴史的環境	35
第1項 周辺の遺跡	35
第3節 社会的環境	37
第1項 人口・世帯数	37
第2項 公園緑地	37
第3項 観光レクリエーション	39
第3章 丸亀城跡の概要	41
第1節 丸亀城跡の概要	41
第1項 丸亀城	41
第2項 丸亀城下町	45
第3項 関連する文化財	47
第4項 丸亀城に関する言い伝え	55
第2節 指定に至る経緯	55

第3節 史跡指定の状況	56
第1項 指定告示	56
第2項 指定説明	56
第3項 史跡指定地の範囲	57
第4項 史跡指定後の調査成果	60
第4章 史跡丸亀城跡の本質的価値	74
第1節 本質的価値の明示	74
第2節 地区区分	76
第3節 構成諸要素の特定	78
第4節 各地区の構成諸要素	81
第5章 史跡丸亀城跡の現状と課題	104
第1節 保存	104
第2節 活用	109
第3節 整備	112
第4節 運営・体制	114
第6章 大綱・基本方針	115
第1節 大綱	115
第2節 基本方針	115
第1項 保存（保存管理）の基本方針	115
第2項 活用の基本方針	115
第3項 整備の基本方針	115
第4項 運営・体制の基本方針	116
第7章 保存（保存管理）の方向性と方法	117
第1節 保存の方向性	117
第2節 方法	117
第1項 調査・研究	117
第2項 追加指定（公有地化）	117
第3項 本質的価値を構成する諸要素の保存（史跡指定地内）	118
第4項 き損箇所等の把握	120
第5項 保存のための日常的な維持管理	120
第3節 現状変更等の基本方針及び取扱い基準	120
第1項 原則と基本方針	120
第2項 取扱い基準	122
第4節 指定地外に所在する本質的価値を構成する諸要素の保存	124

第8章 活用の方向性と方法	125
第1節 活用の方向性	125
第2節 方法	125
第1項 歴史遺産としての活用	125
第2項 学校教育における活用	126
第3項 生涯学習（社会教育）における活用	126
第4項 地域における活用	127
第9章 整備の方向性と方法	128
第1節 整備の方向性	128
第2節 方法	128
第1項 保存のための整備	128
第2項 活用のための整備	132
第3項 実施期間と方法	136
第10章 運営・体制の整備の方向性と方法	137
第1節 運営・体制の整備の方向性	137
第2節 方法	137
第1項 行政の体制整備	137
第2項 市民等との協力体制の整備	137
第3項 検討会議等の設置	137
第11章 施策の実施計画の策定と実施	139
第12章 保存活用の計画の経過観察	143
第1節 方向性	143
第2節 方法	143
資料編	巻末